



あなたの立場で問題を解決するコンサルタントです

道議会民主・道民連合政策審議会と3月4日

新型コロナウイルス対策で緊急意見交換会

道商工連は3月4日、道議会を訪れ、道議会民主・道民連合政策審議会と、新型コロナウイルス対策について緊急の意見交換会を約2時間にわたって行いました。マスクや消毒用アルコールの不足は医療・介護現場で緊急事態を迎えていること。経済への影響はあらゆる分野に広がり、特に、外国人観光客の入り込みが激減した観光関連業界はキャンセルによる大幅な収入減による経営の危機に見舞われていることなど、道内中小企業の現状について説明するとともに、道や国による迅速な対策実施を求めました。

突然の知事の緊急事態宣言や総理の呼びかけで小中学校などの臨時休校が実施され、低学年の子を抱える一人親家庭や共働き家庭に衝撃が走りました。  
子どもの面倒をみるために欠勤者が続出した帯広市の拠点病院「帯広厚生病院」のように、予約のない外来診療を中止するような深刻な事態も招いています。また、学校給食の中止は、調理部門だけでなく、

牛乳やパンをはじめ食材を準備していた、さまざまな分野に影響を出しています。また、イベントや外出の自粛要請は、興業や娯楽、飲食、警備などの経営を直撃しています。  
この日は、道商工連から峰崎直樹会長、井上博己専務理事、高柳薫常務理事が出席。道議会からは、民主・道民連合政策審議会のメンバーが出席しました。  
井上専務から、新型コロナウイルス

ウイルスの影響の実情について説明。病院や介護施設などのマスク不足は感染の予防が危ぶまれるほど深刻であることや、ホテルは観光客のキャンセルで売り上げが70%も落ち込んでいること、札幌市内のタクシーも2月の売り上げが20%も減り、3月は30%減も予想されるなど、そのまま乗務員の収入減になること。警備業界は、札幌ドームのプロ野球オープン戦で通常は1

お知らせ  
道商工連は5月22日(金)午後3時から、第107回理事会と第130回常任理事会を札幌すみれホテルで開催します。

80人規模の警備が30人ほどに減り、新千歳空港の警備も利用者減で3分の1の規模に縮小していることなど、あらゆる分野で経営危機を招きかねない事態が発生している現状を説明、さらに一人親方やフリーランスの人々への影響も予想されると訴え、道や国による速やかで実効性ある対策を求めました。

4月1日から北海道商工連盟のホームページが便利になります。会員企業のホームページへリンクを開始します。ぜひご覧ください。

民主・道民連合からは、どれも緊急の課題なので精神的に取り組んでいくと、決意が示されました。

新型コロナウイルス対策 札幌市からの配慮の要請と支援策（3月6日現在）

# 若者の活発な活動が感染拡大の懸念

札幌市から北海道商工連盟に対して、2月27日「新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（お願い）」をはじめ、相次いで会員企業に対する啓発について要請があり、以下のように取り組みました。

## ① 2月27日の要請

札幌市からの要請文をホームページ（HP）に掲載し、会員企業宛てに緊急FAXを配信しました。

## ② 3月3日の要請

要請文をHPに掲載しました。

## ■ 2月27日の要請

内容は、感染の広がりについて「札幌市内で感染者が継続して発生している状況であり、これから1〜2週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際であるとされており」として以下の要請を發していますので、ご協力をお願いいた

します。

経済的な不利益が生じない休暇取得等従業員が休みやすい環境の整備

(1) 小・中学校等の臨時休業により、子どもの監護が必要なる場合

(2) 保育施設、幼稚園、高齢者介護施設（短期入所、通所施設等）及び障がい者通所サービス事業所の臨時休業等により、育児や介護のために従業員が休まざるを得なくなった場合

(3) 従業員に発熱等の風邪症状が見られる場合

## ■ 3月3日の要請

内容は、感染の広がりについて「まさに今が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際である」とされており、誤った情報による買い占めなどの行動に注意を喚起するとともに、特に活動が活発な若年層への、感染拡大につながる

行動の自粛を要請していただきます。

1、物資不足に関する市民の懸念への対応

インターネット等で誤った情報が拡散され、一部において品薄となっている製品が生じていることから、市民の皆様に対し、正しい情報を周知いただきますとともに、物流の維持継続、価格や供給の安定について、できる限りのご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

2、感染拡大につながる活動の自粛

症状が軽く、経済・社会活動が活発な人々が、気がつかないうちに、感染拡大に重要な役割を果たしてしまっているなどの考え方も示されていることから、事業所等において、人が直接・間接に接触しない工夫や不急の出張の抑制、事業所における手洗いや咳エチケット

いざという時 機能しますか !!

ビルの安心・安全

- ・警報が鳴りますか
- ・スプリンクラーが作動しますか
- ・消火器はどこにありますか

消防設備の機能定期点検（法令）おまかせ下さい



有限会社 セーフシステムメンテナンス

〒062-0053 札幌市豊平区月寒東2条17丁目1-45

Tel 011-855-6006 fax 011-855-6086

消防設備法定点検、各種法定点検の

ご相談、受け賜っております。

<問い合わせ先>

○市立小中学校について

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課 担当：中村

電話 011-211-3841 Fax011-211-3834

札幌市学校教育委員会教育課程担当課 担当：野田

電話 011-211-3891 Fax011-211-3862

○保育施設について

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 担当：二渡

電話 011-211-2988 Fax011-231-6221

○高齢者介護施設（短期入所、通所施設等）について

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 担当：鈴木（治）

電話 011-211-2972 Fax011-218-5117

○障がい者通所サービス事業所について

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 担当：田中

電話 011-211-2938 Fax011-218-5181

○札幌市の通知の内容について

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 担当：高田

電話 011-211-2352 Fax 011-218-5130

ツットの徹底等への配慮をしていただきますようお願い申し上げます。また、従業員の皆様、とりわけ重症化する割合が低く本人も気がつかないうちに感染を広げてしまう可能性があるとされている若年層の皆様に対しては、次のような行動をとっていただくよう、周知をお願い申し上げます。

(1) 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること  
(2) 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと  
3、経済的な不利益が生じない休暇取得等従業員が休みやすい環境の整備  
国においては、今後、こうした環境の整備に取り組む企業へから、下に掲げる場合において、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

ます。

以下の(1)、(2)、(3)は2月27日の要請と同じ。

■札幌市の企業支援

1、新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口

【相談場所】札幌市中小企業支援センター

【住所】札幌市中央区北1西2  
経済センタービル2階

【電話】011・200・5511

【受付時間】平日9時～17時

2、新型コロナウイルス対応支援資金

新型コロナウイルス関連肺炎の流行による影響を受けやすい経営環境に置かれている市内の中小企業者の資金調達円滑化と返済財源の負担軽減を図る融資制度。札幌市のホームページに掲載。

ホームページアドレスは「札幌市 新型コロナウイルス対応支援資金」で検索できます。

3月10日に国による新たな支援策が示される予定になっていますので、札幌市のホームページ(なごい)を確認ください。

タクシーの利用は会員企業を!!



昭和交通

011-640-2400

皆さまのご利用をお待ちしています



札幌日交タクシー

011-867-2500



フジ交通

011-667-6000



鈴蘭交通

011-667-6000



日北交通

011-888-8686

安全、快適な会員企業のタクシーをご利用ください

エス・ピー・ネットワーク「緊急レポート」から

# 会社の新型コロナウイルス感染予防策

新型コロナウイルス対策について、WHO(世界保健機構)発表の「緊急事態宣言」を受けて、道商工連の会員企業で、企業の危機管理が専門のエス・ピー・ネットワークが2度にわたり、「緊急レポート」をHPで配信しました。

その中から、企業が今すぐ取りかかるべき感染予防対策を紹介いたします。

企業にできる感染予防対策はそう多くありませんが、手洗いは外出先から帰社した場合も大切ですが、一番重要なのは出勤時です。必ず「執務室の外」でアルコール洗浄を手首から上全体に、最低15秒以上(できれば30秒)行うことを徹底したい。

マスクは予防には効果が薄いとされますが、感染者からの飛沫を抑える効果があります。また、咳エチケットを励行するように呼び掛けること

は有効です。状況によっては「社員全員のマスク着用義務化」も検討する必要があります。

発熱などがあっても、無理して出勤しようとする社員もいますし、出社させようとする上司もいるかもしれません。そのような場合に備え、集団感染のリスクを周知し、出勤禁止の方針を徹底することが欠かせません。

ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールが有効です。ただ、エタノールは店頭で売り切れ状態が続いています。通常の社内清掃に加え、定期的な机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバーや便座など、できれば1日に1回定期的に消毒することが望ましいとされています。

## 雇用保険料徴収4月1日から65歳以上も

平成29年から65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象ですが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日まで、一定の高年齢労働者は雇用保険料を免除されてきました。

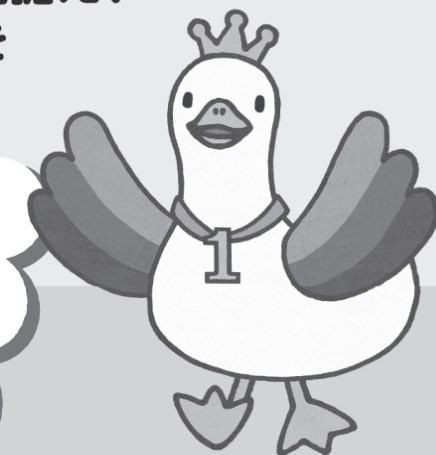
令和2年4月1日からは、この措置が終るので、高年齢

労働者も他の被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要になります。同時に、雇用主負担分も納付しなければなりません。

また、雇用保険料の負担が必要となる高年齢労働者には、あらかじめ、その旨を伝えておきましょう。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW  
生きるための  
がん保険  
Days 1



アフラックは  
がん保険  
契約件数  
No.1  
平成29年度「インシュアランス生命保険統計号」

NEW/  
女性特有のがんにも手厚い  
生きるための  
がん保険  
Days 1

NEW/  
あなたの保障を最新化  
生きるための  
がん保険  
Days 1 プラス

すでにアフラックの  
がん保険にご契約の皆様へ

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

株式会社 トーア

0120-25-2225 FAX 011-717-2235

〒001-0034 札幌市北区北34条西4丁目1-11 トーア札幌ビル

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

Affac

◎詳細は「契約概要」等をご覧ください。

アフラック  
札幌総合支社

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-1-2  
アーバンネット札幌ビル5階  
Tel.011-221-2641 Fax.011-233-4445